

令和3年3月5日

医学科第5学年の学生の皆さん

副学長（教育・研究担当）
西 川 祐 司

病院見学に関する方針の一部見直しについて

2月26日に病院見学の方針に関する通知を送付しておりましたが、今般、3月1日の本学の行動指針（BCP）、皆さんの要望を考慮し、更に以下のとおり見直すことにいたしました。

【病院見学について】

3月1日（月）以降は、先方の受入病院が許可を出せば、病院見学に行くことは許可します。なお、以下の条件を全て遵守した上で行ってください。

1. 見学先の病院側の手承を得ていて、かつ、見学先病院の所在地が緊急事態宣言中ではないこと。ただし、将来を決めることに必須の病院見学等特段の理由がある場合は、3を厳守することで、緊急事態宣言中の地域に所在する病院にも訪問することができる。
2. 対面での臨床実習期間中ではないこと。
3. 帰旭後、対面での臨床実習開始2週間前まで旭川市内で健康チェックが出来ること。
※病院見学実施前に病院見学訪問先連絡票（別添）を学生支援課教務係まで提出し、帰旭後2週間は健康チェックシートを記入し、保健管理センターに提出すること。
4. 旭川及び北海道の感染警戒レベルが引き上げられないこと。
※現在、北海道の警戒ステージは3で、本学のBCPレベルは2です。

なお、オンラインコンテンツ実施期間中に病院見学に行くことを禁止はしません。ただし、グループで課題に取り組んでいるものと思いますので、課題をしっかりと行う・グループ内メンバーに迷惑をかけないという前提を守った上で病院見学を行うようにしてください。訪問先病院に十分に配慮し、医学生として節度を守った行動をするようお願いいたします。

また、どうしても帰旭後、対面実習開始前までに2週間の自己検疫期間が取れない場合は、病院見学実施前に事前に診療科に相談してください。

担 当
学生支援課教務係
E-mail : gaku-kyomu@asahikawa-med.ac.jp